

保安林指定施業要件変更予定告示附属明細書

(令和8年7月28日付け兵庫県告示第768号附属)

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町谷字東奥山545の18 (国有林)、545の11、545の13、545の15、545の44から545の46まで、545の50、545の52

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の水源の^{かん}涵養のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、20ヘクタールとする。

(ウ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字東奥山 545 の 11・545 の 15・545 の 45 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、
545 の 18、545 の 46、545 の 50、545 の 52 所在の森林 100 分の 30

(エ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の

材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字東奥山 545 の 11・545 の 15・545 の 45（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、
545 の 13、545 の 44 所在の森林 100 分の 40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- (カ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植栽

- (ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第 34 条第 2 項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字東奥山 545 の 11・545 の 15・545 の 45（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、
545 の 13、545 の 44 所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

- (イ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字東奥山 545 の 11・545 の 15・545 の 45 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、
545 の 13、545 の 44 所在の森林

スギ (1,800 本)、ヒノキ (2,200 本)、マツ (3,000 本) 又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹 (3,000 本)

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字谷阪山784の1、784の3、784の7、784の9、784の11

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の水源の^{かん}涵養のために指定された保安林（当該保安林が 2 以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が 2 以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第 1 項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる 1 箇所当たりの面積の限度は、20 ヘクタールとする。

(ウ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとに

それぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算式された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

宇谷阪山 784 の 1、784 の 3、784 の 7、784 の 9、784 の 11 所在の森林 100 分の 40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- (エ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植栽

- (ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第 34 条第 2 項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

宇谷阪山 784 の 1、784 の 3、784 の 7、784 の 9、784 の 11 所在の森林

スギ（1,600 本）、ヒノキ（1,900 本）、マツ（2,400 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

- (イ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

宇谷阪山 784 の 1、784 の 3、784 の 7、784 の 9、784 の 11 所在の森林

スギ（1,600 本）、ヒノキ（1,900 本）、マツ（2,400 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字大サコ山785の 1、785の 3 から785の 7 まで、785の11、785の12、785

の15、785の17、785の18、785の22、785の23

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の水源の涵養^{かん}のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはこれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、20ヘクタールとする。

(ウ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字大サコ山 785 の 6 ・ 785 の 11 ・ 785 の 12 ・ 785 の 17 ・ 785 の 22 （以上5筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林 100 分の 30

(エ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算式された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字大サコ山 785 の 1、785 の 3 から 785 の 5 まで、785 の 7、785 の 15、785 の 18、785 の 23、785 の 6・785 の 11・785 の 12・785 の 17・785 の 22（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林 100 分の 40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- (カ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植栽

- (ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第 34 条第 2 項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字大サコ山 785 の 1、785 の 3 から 785 の 5 まで、785 の 7、785 の 15、785 の 18、785 の 23、785 の 6・785 の 11・785 の 12・785 の 17・785 の 22（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

- (イ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字大サコ山 785 の 1、785 の 3 から 785 の 5 まで、785 の 7、785 の 15、785 の 18、785

の 23、785 の 6・785 の 11・785 の 12・785 の 17・785 の 22（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字五蔵山786の1、786の2、786の4から786の7まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の水源の^{かん}涵養のために指定された保安林（当該保安林が 2 以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が 2 以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第 1 項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる 1 箇所当たりの面積の限度は、20 ヘクタールとする。

(ウ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字五蔵山 786 の 1、786 の 6、786 の 2・786 の 7（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林 100 分の 30

(エ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字五蔵山 786 の 2・786 の 7（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、786 の 4、786 の 5 所在の森林 100 分の 40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

(オ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植栽

(ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第34条第2項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字五蔵山 786 の 2・786 の 7（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、786 の 4、786 の 5 所在の森林

スギ（1,800本）、ヒノキ（2,200本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

(イ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗

じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字五蔵山 786 の 2・786 の 7（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、786 の 4、786 の 5 所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字松ノサキ山787の49・787の51・787の52・787の55から787の58まで（以上 7 筆国有林）、787 の 1 から787の10まで、787の12、787の14、787の16から787の24まで、787の26、787の28、787の29、787の36、787の37、787の40、787の46、787の47、787の50、787の53、787の54

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の水源の涵養のために指定された保安林（当該保安林が 2 以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が 2 以上あるときはこれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第 1 項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる 1 箇所当たりの面積の限度は、20 ヘクタールとする。

(ウ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該

伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。) を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字松ノサキ山 787 の 10・787 の 20・787 の 24・787 の 29・787 の 47 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)、787 の 49 から 787 の 58 まで 所在の森林 100 分の 30

- (エ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。) を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合） を乗じた材積とする。

字松ノサキ山 787 の 1 から 787 の 9 まで、787 の 12、787 の 14、787 の 16 から 787 の 19 まで、787 の 21 から 787 の 23 まで、787 の 26、787 の 28、787 の 36、787 の 37、787 の 40、787 の 46、787 の 10・787 の 20・787 の 24・787 の 29、787 の 47 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林 100 分の 40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- (オ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植栽

- (ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第 34 条第 2 項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字松ノサキ山 787 の 1 から 787 の 9 まで、787 の 12、787 の 14、787 の 16 から 787 の 19

まで、787 の 21 から 787 の 23 まで、787 の 26、787 の 28、787 の 36、787 の 37、787 の 40、787 の 46、787 の 10・787 の 20・787 の 24・787 の 29・787 の 47（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

- (イ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字松ノサキ山 787 の 1 から 787 の 9 まで、787 の 12、787 の 14、787 の 16 から 787 の 19 まで、787 の 21 から 787 の 23 まで、787 の 26、787 の 28、787 の 36、787 の 37、787 の 40、787 の 46、787 の 10・787 の 20・787 の 24・787 の 29・787 の 47（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字弥治郎谷山788の1、788の3、788の5

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、揖保川地域森林計画区揖保川区域の水源の^{かん}涵養のために指定された保安林（当該保安林が 2 以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が 2 以上あるときはこれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第 1 項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た

面積とする。

揖保川区域とは、次の地域をいう。

姫路市（旧宍粟郡安富町の区域に限る。）、たつの市、宍粟市（旧宍粟郡千種町の区域を除く。）、揖保郡太子町

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、20ヘクタールとする。

(ウ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字弥治郎谷山788の1・788の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林 100分の30

(エ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字弥治郎谷山788の1・788の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、788の3 所在の森林 100分の40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

(オ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植栽

(ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクター

ル当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、森林法第34条第2項の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字弥治郎谷山 788 の 1・788 の 5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、788 の 3 所在の森林

スギ（1,800本）、ヒノキ（2,200本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

(イ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字弥治郎谷山 788 の 1・788 の 5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、788 の 3 所在の森林

スギ（1,800本）、ヒノキ（2,200本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

（「次の図」は、指定施業要件変更調査地図のとおり。）

保安林指定施業要件変更調査地図

森林の所在場所：兵庫県宍粟市波賀町谷字東奥山545-11ほか8筆



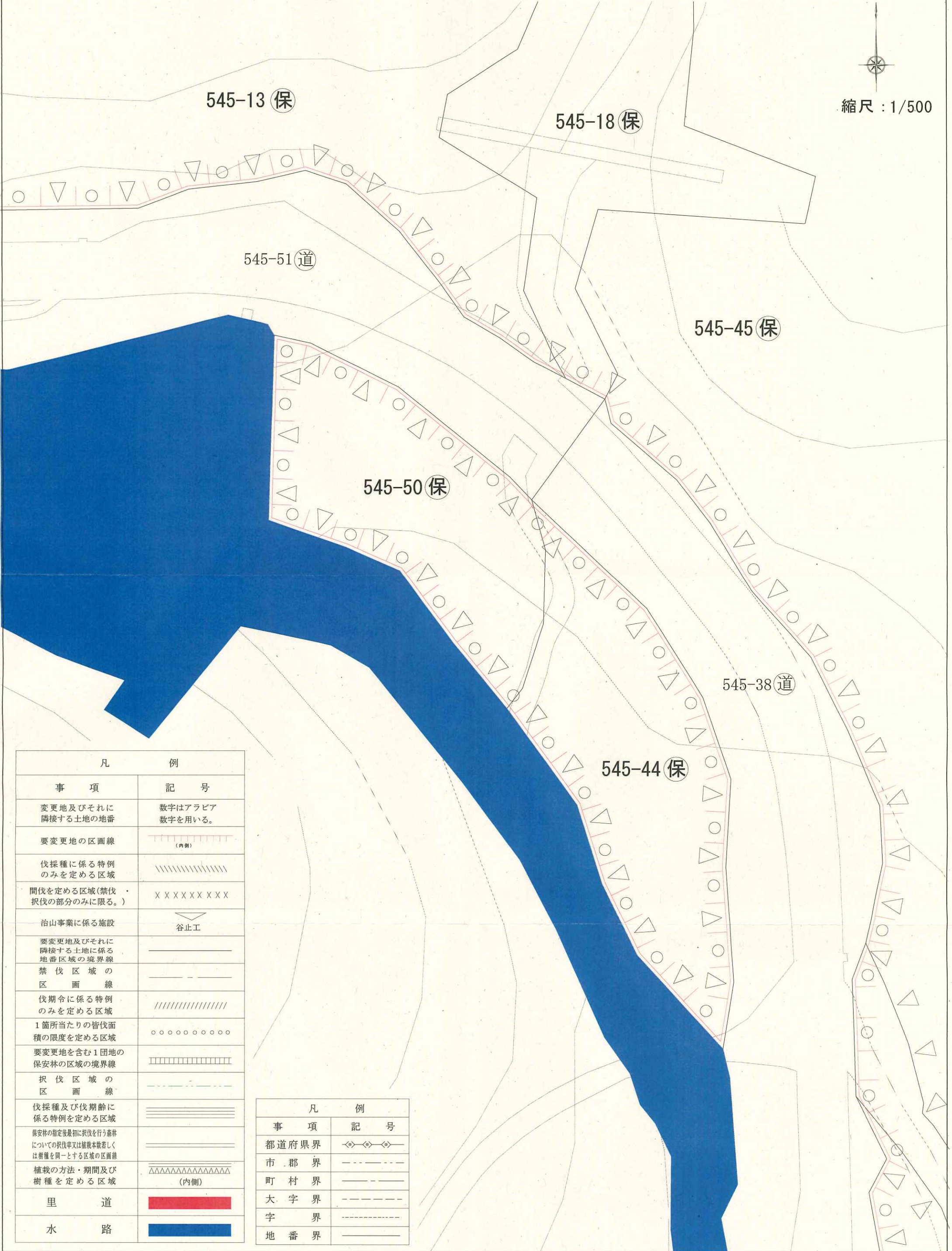
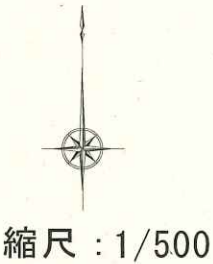
縮尺：1/7000

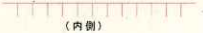
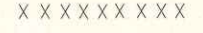
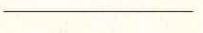
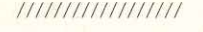
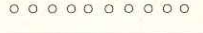
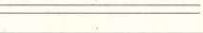
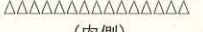
凡 例	
事 項	記 号
都道府県界	—●—●—●—●—
市 郡 界	— — — — —
町 村 界	— — — — —
大 字 界	— — — — —
字 界	— — — — —
地 番 界	— — — — —

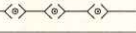
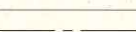
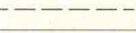
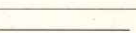
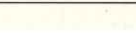
凡 例	
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	—— (内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	////
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	XXXXXXX
治山事業に係る施設	谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	——
禁伐区域の区画線	——
伐期令に係る特例のみを定める区域	////
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	○○○○○○○○
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択伐区域の区画線	——
伐採種及び伐期令に係る特例を定める区域	////
保安林の指定後最初に伐採を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	——
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	△△△△△△△△△△△△△△ (内側)
里 道	——
水 路	——

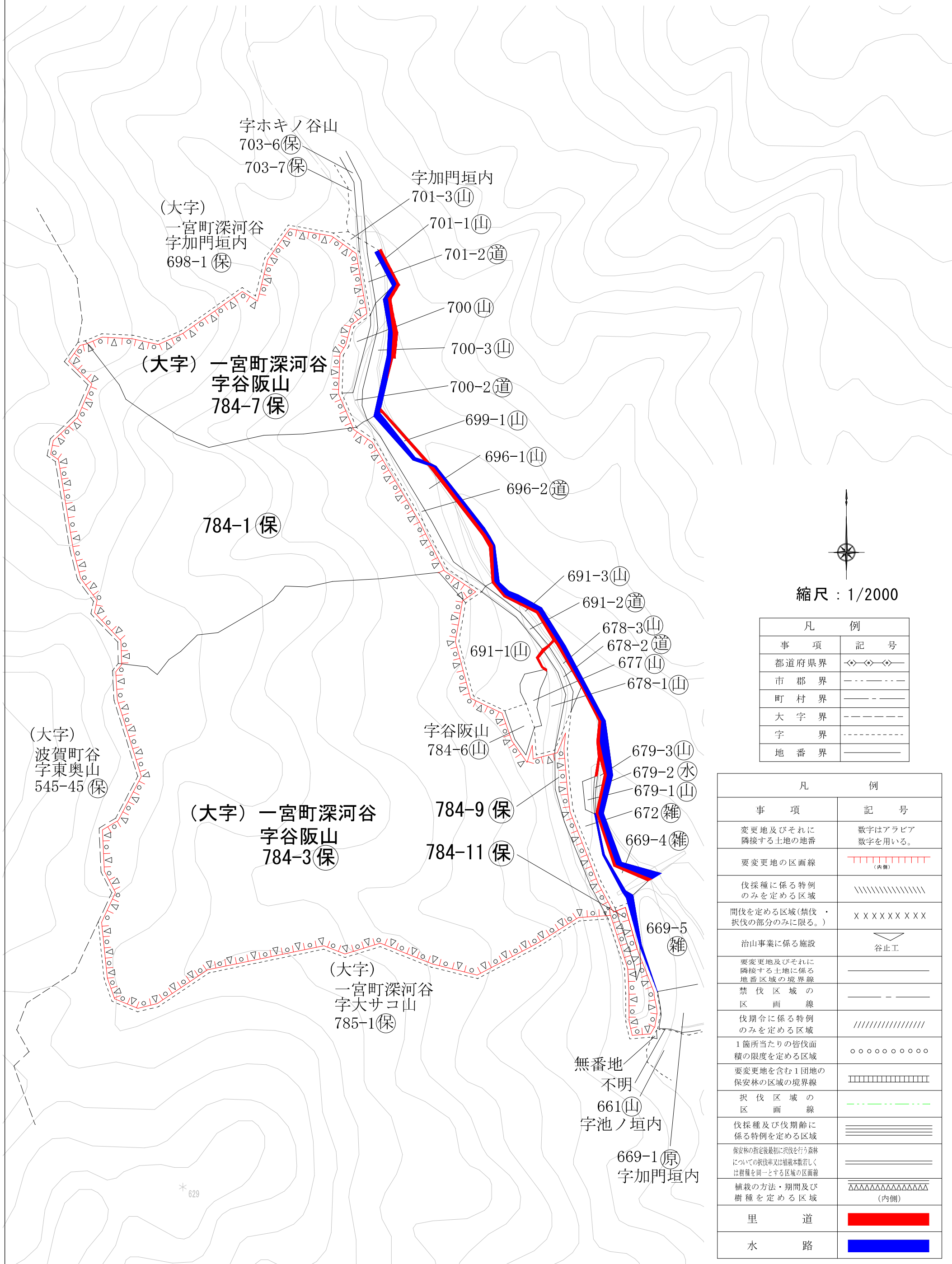
保安林指定施業要件変更調査地図（拡大図）

森林の所在場所：兵庫県宍粟市波賀町谷字東奥山545-11ほか8筆



凡 例	
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	 (内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	
治山事業に係る施設	 谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
禁伐区域の区画線	
伐期令に係る特例のみを定める区域	
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択伐区域の区画線	
伐採種及び伐期令に係る特例を定める区域	
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	 (内側)
里 道	
水 路	

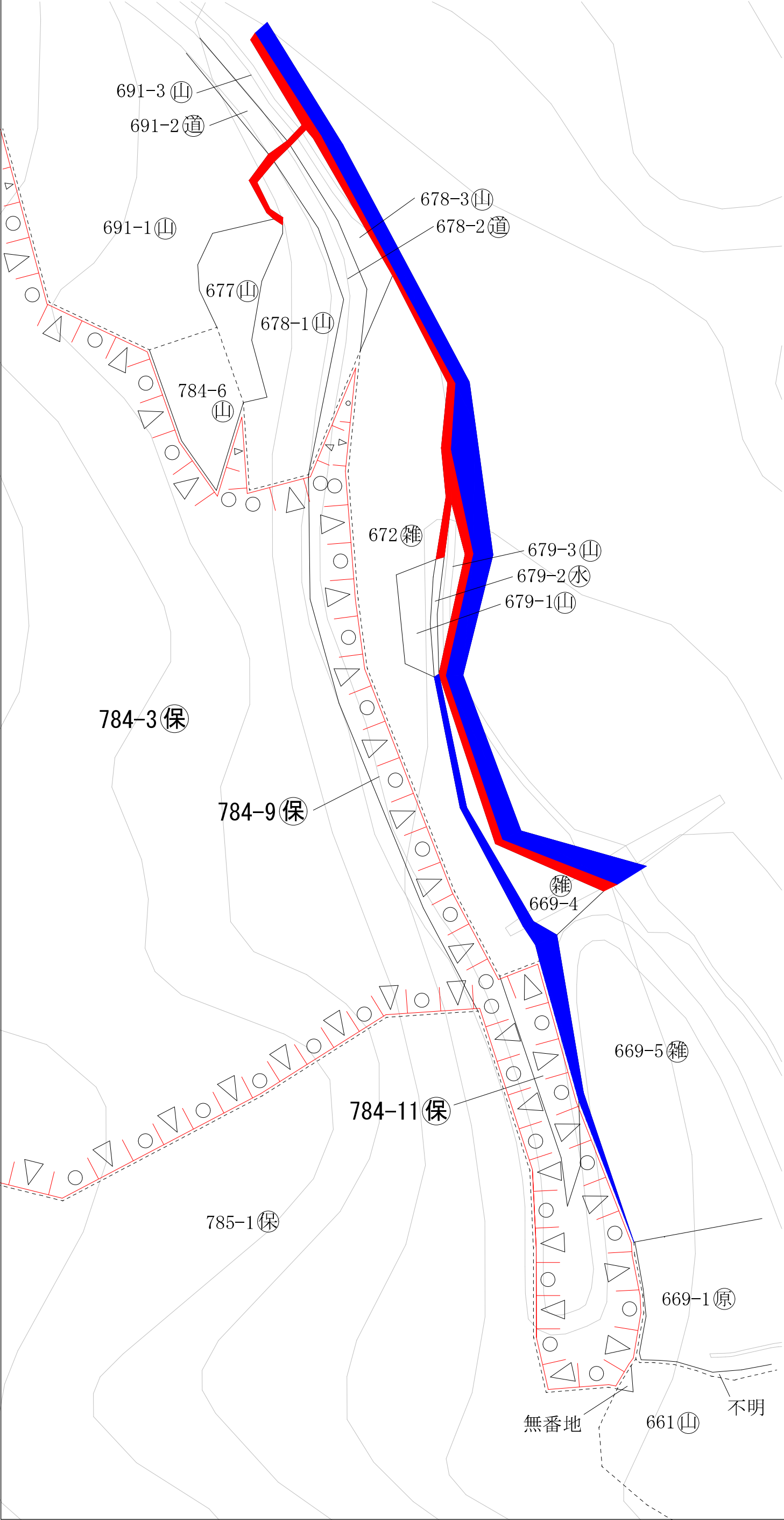
凡 例	
事 項	記 号
都道府県界	
市 郡 界	
町 村 界	
大 字 界	
字 界	
地 番 界	



保安林指定施業要件変更調査地図（拡大図）

森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町深河谷字谷阪山784-1ほか 4 筆

台帳：2781



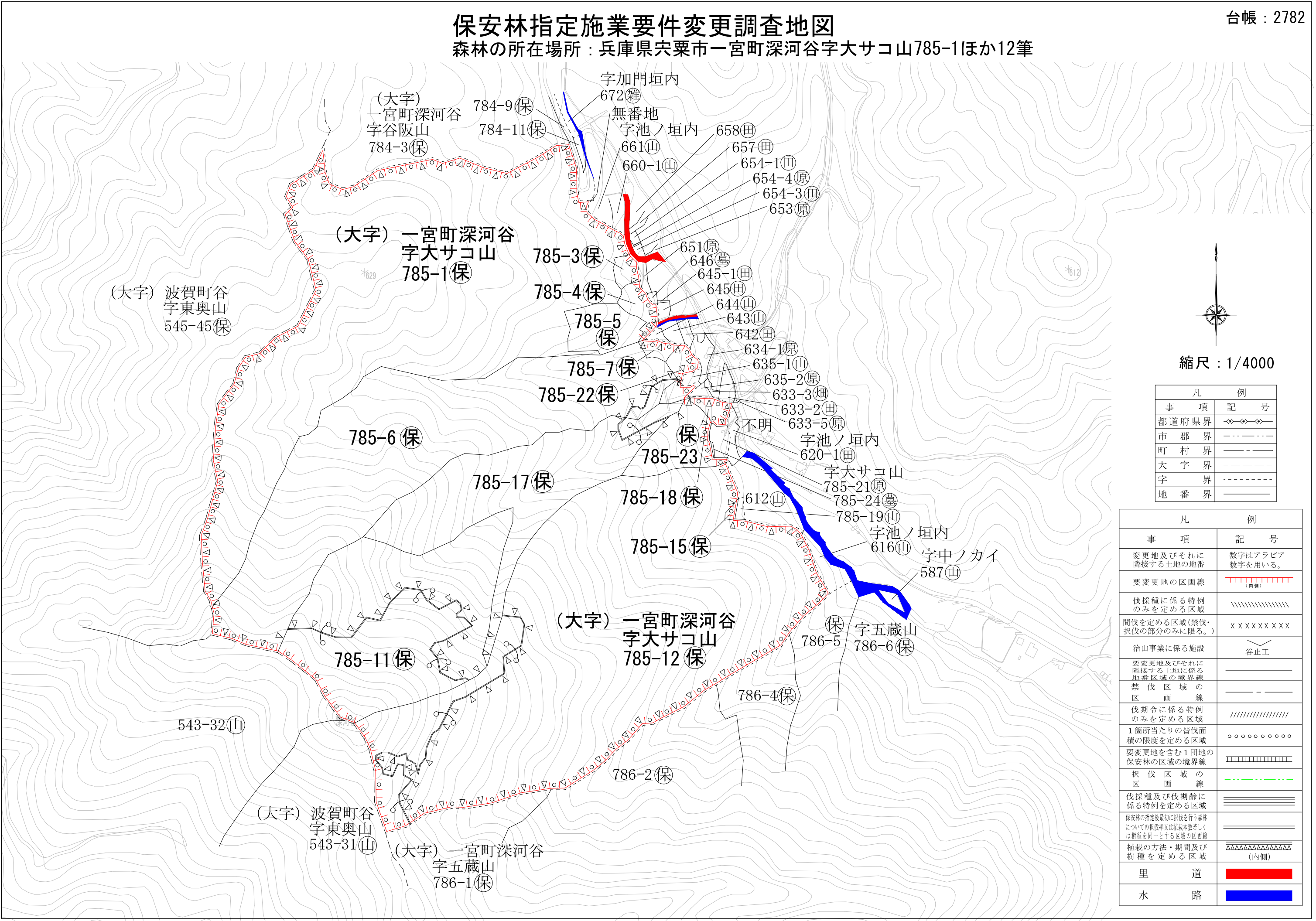
縮尺：1/750

凡 例	
事 項	記 号
都道府県界	◁◆◇◆◇◆▷
市 郡 界	-----
町 村 界	-----
大 字 界	-----
字 界	-----
地 番 界	-----

凡 例	
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	 (内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	X X X X X X X X X
治山事業に係る施設	▽ 谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	=====
禁 伐 区 域 の区 画 線	-----
伐期令に係る特例のみを定める区域	//////////
1 箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	○○○○○○○○○○
要変更地を含む 1 団地の保安林の区域の境界線	
択 伐 区 域 の区 画 線	-----
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	=====
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	=====
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	△△△△△△△△△△△△△△ (内側)
里 道	██████████
水 路	██████████

保安林指定施業要件変更調査地図
森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町深河谷字大サコ山785-1ほか12筆

台帳：2782

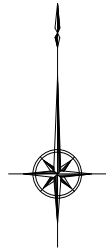


縮尺：1/4000

凡 例	
事 項	記 号
都道府県界	◆◆◆◆◆
市 郡 界	-----
町 村 界	-----
大 字 界	-----
字 界	-----
地 番 界	-----

凡 例	
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	 (内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	////////////////
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	x x x x x x x x
治山事業に係る施設	▽ 谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	-----
禁 伐 区 域 の 区 画 線	-----
伐期令に係る特例のみを定める区域	////////////////
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	oooooooo
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択 伐 区 域 の 区 画 線	-----
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	=====
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	=====
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	△△△△△△△△△△△△△△ (内側)
里 道	■■■■■
水 路	■■■■■

保安林指定施業要件変更調査地図
森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町深河谷字五蔵山786-1ほか5筆



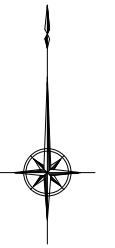
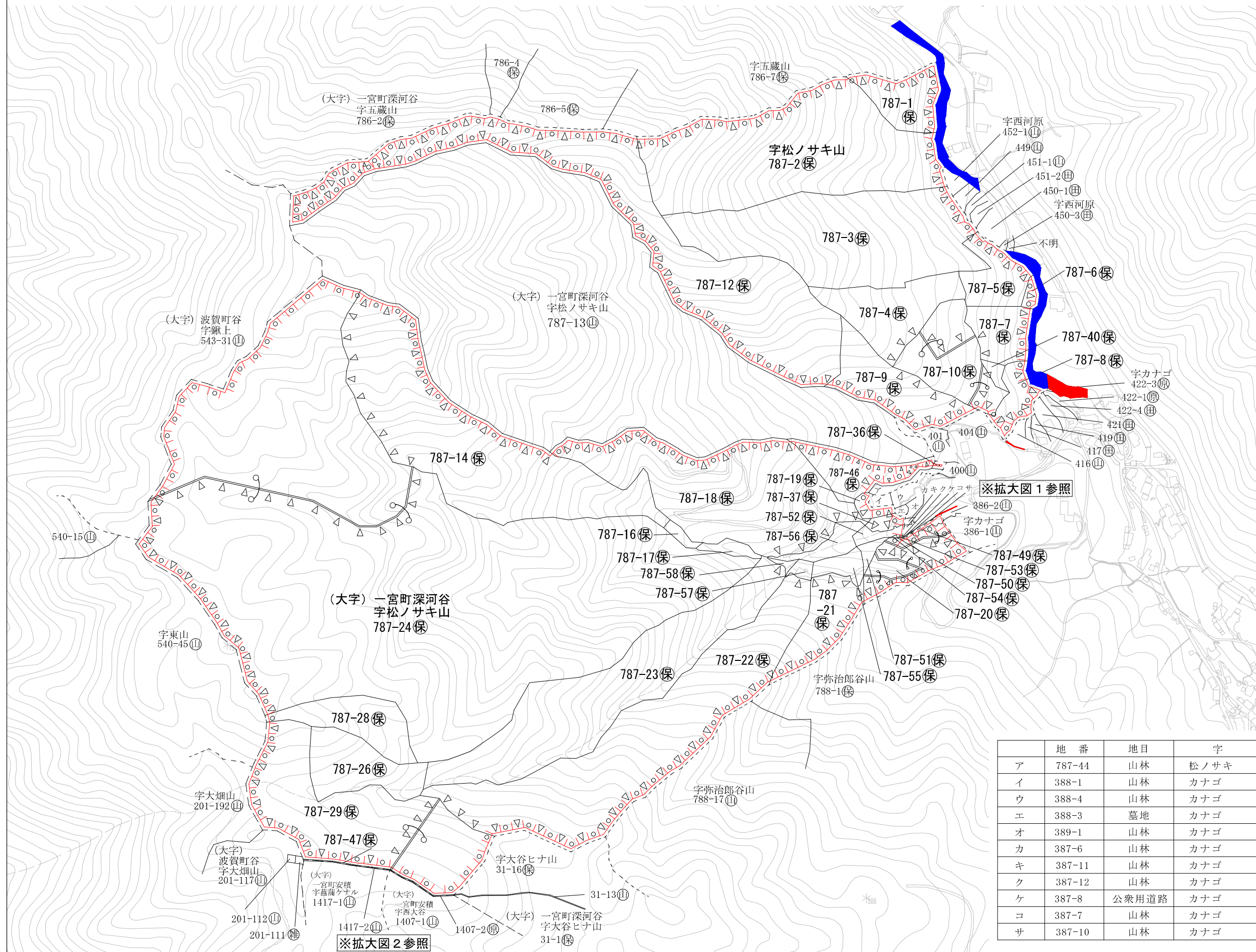
縮尺：1/3500

凡	例
事 項	記 号
都道府県界	◆—◆—◆—
市 郡 界	— — — — —
町 村 界	— — — — —
大 字 界	— — — — —
字 界	- - - - -
地 番 界	—————

凡	例
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	 (内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	////////////////
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	XXXXXXXXXX
治山事業に係る施設	▽ 谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	—————
禁 伐 区 域 の 区 画 線	— — — — —
伐期令に係る特例のみを定める区域	////////////////
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	oooooooooo
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択 伐 区 域 の 区 画 線	— — — — —
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	=====
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	=====
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	△△△△△△△△△△ (内側)
里 道	■■■■■
水 路	■■■■■

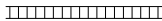
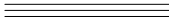
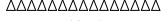
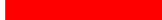
保安林指定施業要件変更調査地図

森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町深河谷字松ノサキ山787-1ほか38筆



縮尺： 1/5000

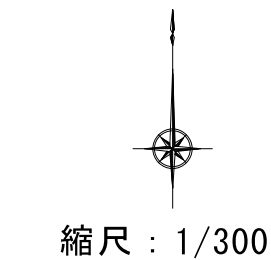
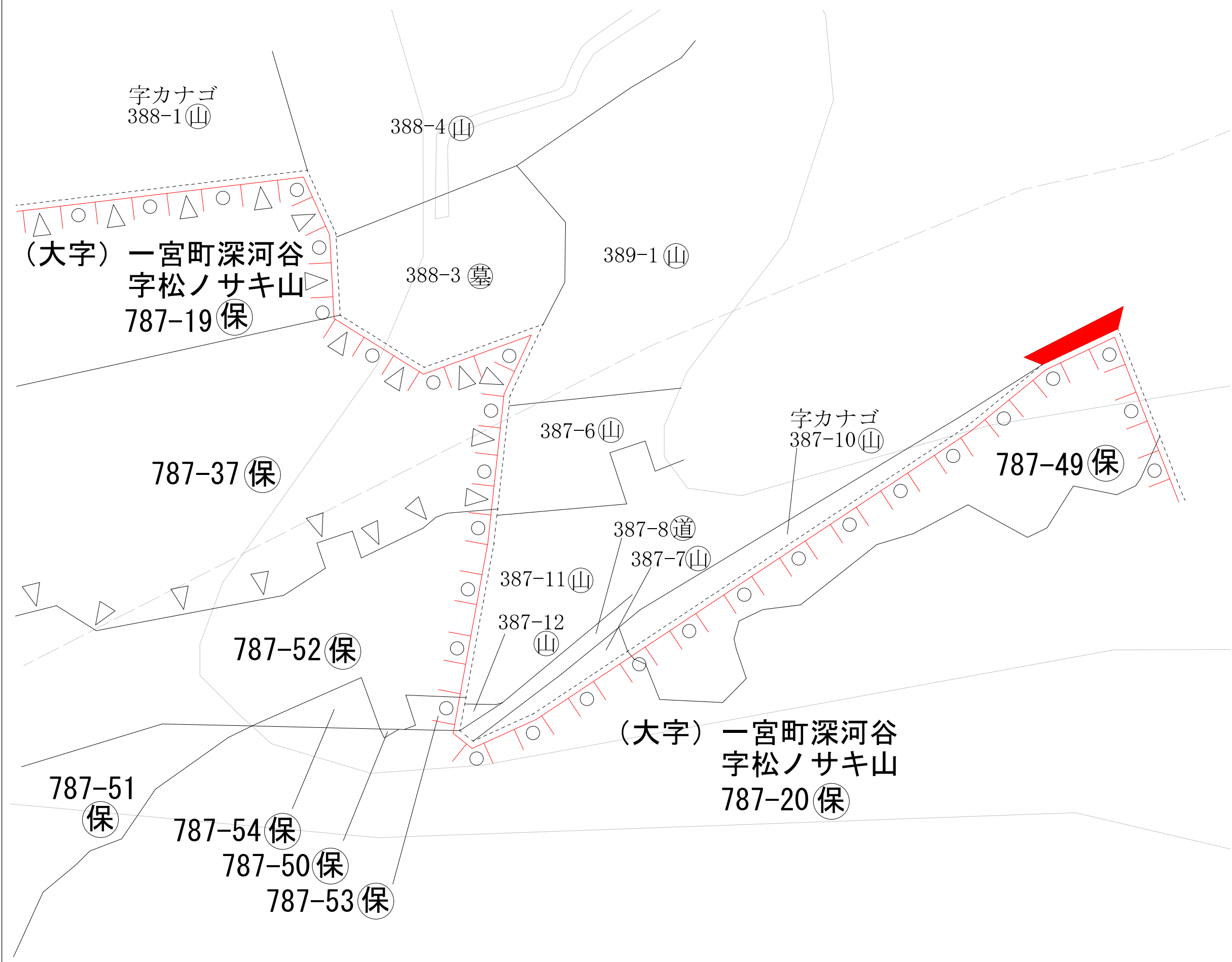
凡 例	
事 項	記 号
都道府県界	
市 郡 界	
町 村 界	
大 字 界	
字 界	
地 番 界	

凡	例
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	 (内線)
伐採種に係る特例のみを定める区域	
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	X X X X X X X X X
治山事業に係る施設	 谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
禁 伐 区 域 の 区 画 線	
伐期令に係る特例のみを定める区域	
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択 伐 区 域 の 区 画 線	
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽率数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	 (内側)
里 道	
水 路	

	地 番	地目	字
ア	787-44	山林	松ノサキ
イ	388-1	山林	カナゴ
ウ	388-4	山林	カナゴ
エ	388-3	墓地	カナゴ
オ	389-1	山林	カナゴ
カ	387-6	山林	カナゴ
キ	387-11	山林	カナゴ
ク	387-12	山林	カナゴ
ケ	387-8	公衆用道路	カナゴ
コ	387-7	山林	カナゴ
サ	387-10	山林	カナゴ

保安林指定施業要件変更調査地図（拡大図 1）

森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町深河谷字松ノサキ山787-1ほか38筆

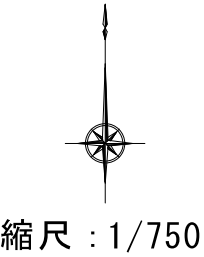
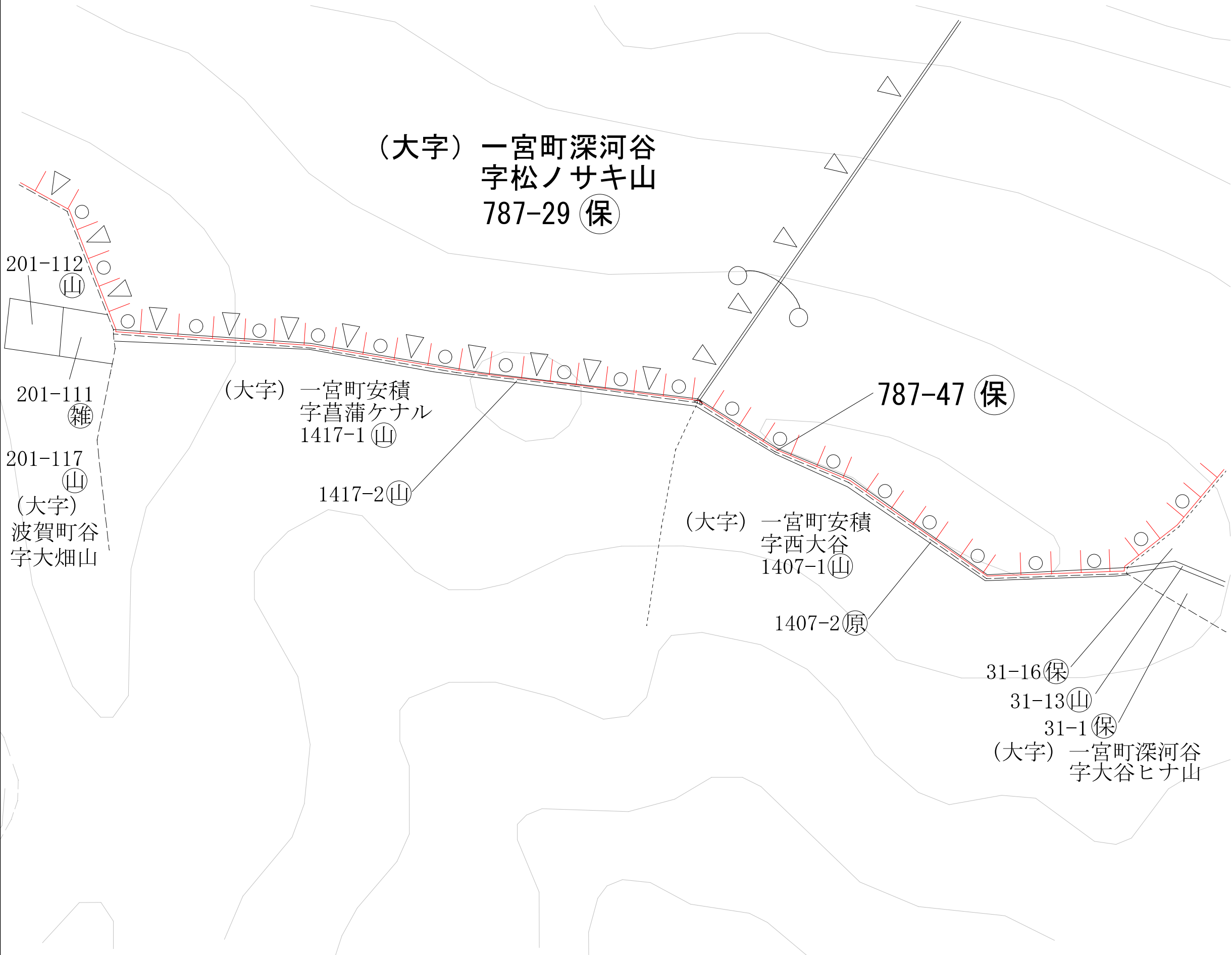


凡	例
事 項	記 号
都道府県界	◆—◆—◆—◆—◆—
市 郡 界	-----
町 村 界	———
大 字 界	-----
字 界	-----
地 番 界	———

凡	例
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	(内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	X X X X X X X X X
治山事業に係る施設	谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	———
禁 伐 区 域 の 区 画 線	———
伐期令に係る特例のみを定める区域	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	oooooooooooo
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択 伐 区 域 の 区 画 線	-----
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	=====
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	=====
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	△△△△△△△△△△△△△△ (内側)
里 道	
水 路	

保安林指定施業要件変更調査地図（拡大図2）

森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町深河谷字松ノサキ山787-1ほか38筆

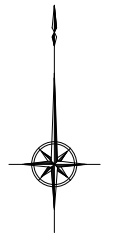
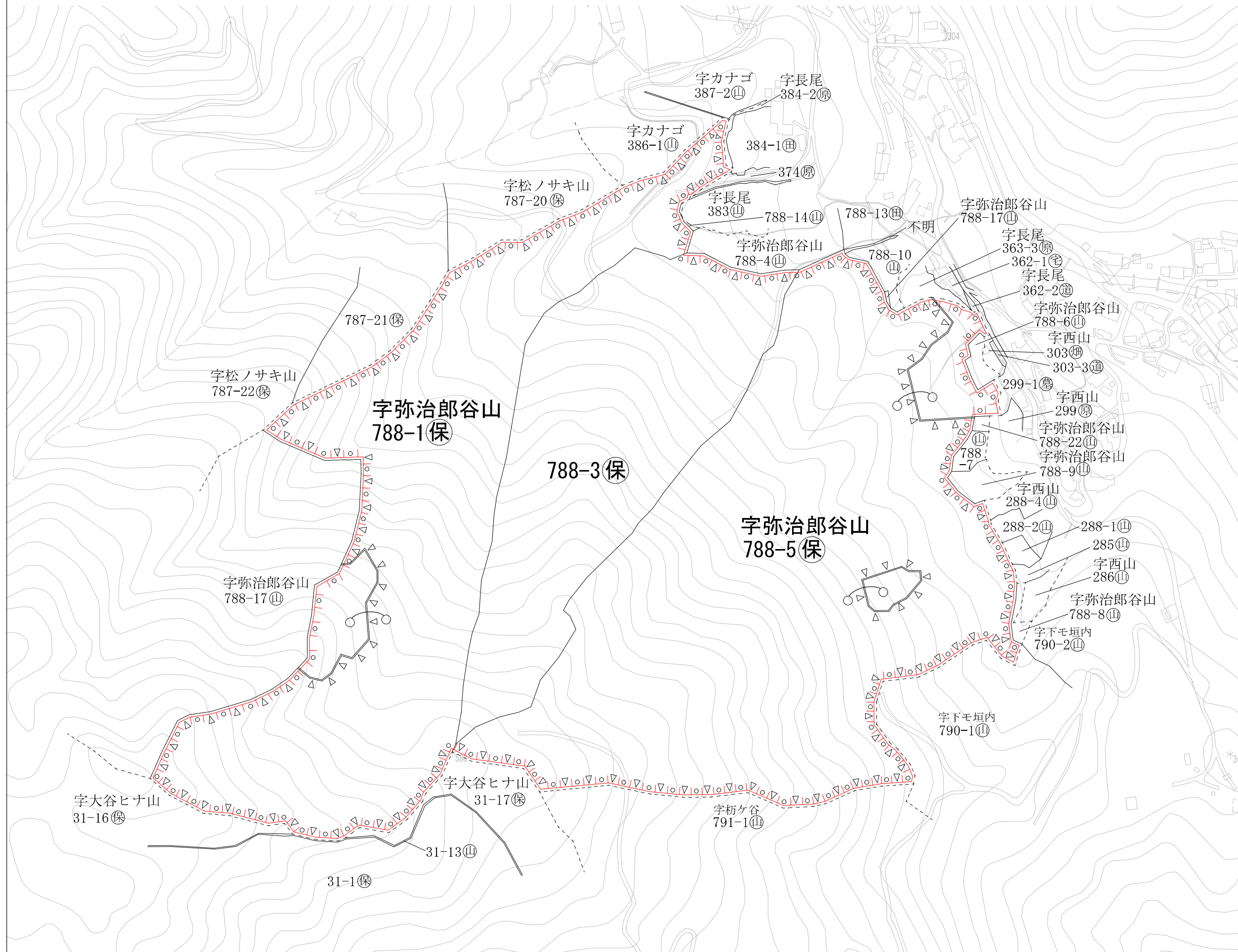


凡 例	
事 項	記 号
都道府県界	◊—◊—◊—◊—
市 郡 界	-----
町 村 界	-----
大 字 界	-----
字 界	-----
地 番 界	-----

凡 例	
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	(内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
間伐を定める区域(禁伐・択伐の部分のみに限る。)	X X X X X X X X X
治山事業に係る施設	谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	-----
禁 伐 区 域 の 区 画 線	-----
伐期令に係る特例のみを定める区域	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	ooooooo
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択 伐 区 域 の 区 画 線	-----
伐採種及び伐期令に係る特例を定める区域	=====
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	=====
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	△△△△△△△△△△△△△△ (内側)
里 道	■■■■■
水 路	■■■■■

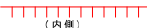
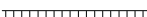
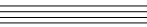
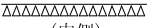
保安林指定施業要件変更調査地図

森林の所在場所：兵庫県宍粟市一宮町深河谷字弥治郎谷山788-1ほか2筆



縮尺 : 1/3000

凡	例
事 項	記 号
都道府県界	
市 郡 界	
町 村 界	
大 字 界	
字 界	
地 番 界	

凡	例
事 項	記 号
変更地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要変更地の区画線	 (内側)
伐採種に係る特例のみを定める区域	
間伐を定める区域(禁伐択伐の部分のみに限る。)	X X X X X X X X X X
治山事業に係る施設	 谷止工
要変更地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
禁 伐 区 域 の 区 画 線	
伐期合に係る特例のみを定める区域	
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	
要変更地を含む1団地の保安林の区域の境界線	
択 伐 区 域 の 区 画 線	
伐採種及び伐期齡に係る特例を定める区域	
保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	
植栽の方法・期間及び樹種を定める区域	 (内側)
里 道	
水 路	